

第27回
マーチングバンド・バトントワ-リング
栃木県大会

第29回 栃高文連マーチングバンド・バトントワ-リング フェスティバル

基本実施要項

主 催

栃木県マーチングバンド・バトントワ-リング協会

共 催

栃木県高等学校文化連盟
マーチングバンド・バトントワ-リング部会

第27回マーチングバンド・バトントワリング栃木県大会

〔第43回マーチングバンド・バトントワリング関東大会 栃木県予選〕

《第29回 栃高文連マーチングバンド・バトントワリング フェスティバル》

基本実施要項

1 開催趣旨

本協会は、青少年の健全な育成と豊かな情操を培うことを目的として、学校及び地域社会におけるマーチングバンド並びにバトントワリングの普及発展と技術の向上を図るべく活動を続けてまいりました。

これまでの各方面の御協力御援助の甲斐あって、本協会加盟の各団体が県内はもとより全国大会を含め、各地の舞台において素晴らしい活躍をされていることは喜ばしいかぎりです。

今後も本大会が、加盟団体をはじめ県内の音楽団体の交流の場として、また、日ごろの活動の発表の場として、多くの青少年が楽しく参加できるよう期待するものです。

2 主 催 栃木県マーチングバンド・バトントワリング協会

3 共 催 栃木県高等学校文化連盟マーチングバンド・バトントワリング部会

4 後 援 読売新聞社 栃木県教育委員会 栃木県市町村教育委員会連合会 宇都宮市教育委員会
(申請予定) 日本マーチングバンド・バトントワリング協会関東支部 栃木県吹奏楽連盟
下野新聞社 栃木放送 栃木リビング新聞社 宇都宮観光コンベンション協会 榊上野楽器

5 協 賛 未定

6 日 時 平成20年10月 4日(土) 12時30分開場 13時00分開演
16時00分終演 (予定)

7 会 場 宇都宮市清原体育館メインアリーナ
〒321-3231 宇都宮市清原工業団地14番地(清原中央公園内)
TEL (028) 667-1227

8 開催部門 (1) マーチングバンド部門
マーチング編成(吹奏楽編成、鼓隊編成等を含む)
(2) カラーガード部門
カラーガード編成
(3) バトントワリング部門
① トワリング編成 ② ポンポン編成
(4) 栃高文連部門〔栃木県高等学校文化連盟加盟団体対象〕
① バトン編成 ② ポンポン編成
③ マーチングバンド編成
(5) エキシビジョン部門

栃木県内外団体の招待演技演奏 等

※ マーチングバンド部門・カラーガード部門・バトントワリング部門・、関東大会への出場を希望する団体は予選会を兼ねることができます。実施規定を確認の上ご出場ください。希望しない団体は実施規定にのっとりする必要はありません。

9 入 場 料 有 料 (プログラム付) 大人 1,000円 高校生以下 500円
(予定) (予定)

10 参加諸費用

(1) 個人参加費(プログラム代を含む、参加者1人につき) 1,000円
(2) 協会記章代(関東大会出場希望団体出演者は必ず着用) 500円

※旧連盟記章は使用不可

11 参加申込

(1) 参加登録の手続き

参加にあたっては、本実施要項に添付されている下記の書類に必要事項を記入の上、団体の集合写真1枚又は(画像データ)を添えて、協会事務局に郵送で申し込むこと。(FAXは不可)

(2) 申込関係書類

- 参加申込書
- 調査書①(団体調査書 プログラム原稿)
※用紙の④～⑦の名前等をプログラムに掲載しない場合は、用紙の〈掲載しない〉に○を記入のこと。
- 調査書②(出演者名簿)
※特定の個人名や全員分の名前をプログラムに載せない場合は別途、掲載用の名簿を提出のこと。
- 各種申込書(大会入場券・VTR許可証・協会記章)
- 演奏曲目報告書
- 音楽録音権使用許諾書の写し(パト・ポソソ・ガードのみ)
- プログラム用団体集合写真1枚orデータ(裏に団体名を記入)

(3) 申込み締切 平成20年8月22日(金)協会事務局必着。(8月21日消印有効)

(4) 参加費の支払い

平成20年8月29日(金)までに指定口座に参加費を納入すること。

足利銀行 本店100 普通 3718059
口座名 栃木県MB協会特別会計 理事長佐藤孝則

(5) 広告協賛金やチケット代金・記章代金等の諸費用は出演者打ち合わせ会議に納入のこと。おつりの無いようご用意下さい。

(6) 参加申し込みの取消し

大会参加を取り消す場合は、参加辞退の理由書を書面にて速やかに大会事務局に連絡すること。

12 当日係員の推薦

出演団体から4名の当日の大会補助員(係員)の推薦をお願い致します。4名の補助員(係員)は大会当日、各部(総務部・審査部・会場部・演出部)の仕事の手伝いをして頂きます。入場チケットは必要ありません。

13 出演者打合せ会議

本大会に出演を予定する団体は、代表者1名が必ず次の打ち合わせ会議に参加すること。

☆ 参加の申し込みをしても、欠席の場合は出演を辞退したものと見なす。

(1) 日時 平成20年9月11日(木)18:00～20:00 予定
(受付17:30～18:00)

(2) 場所 宇都宮文星女子高校 レストラン会議室 予定

(3) 内容

- ① 総務部、演出部、審査部、会場部、事務局関係の各連絡
- ② 出演順の抽選
- ③ 広告協賛金及び諸費用の納入
- ④ その他

14 関東大会推薦枠 20年度

部門	マーチングバンド部門					トワリング部門				カラーガード部門	計
	幼児	小中学生	中学生	高校	一般	小中学生	中学生	高校	一般		
編成											
枠数	0	2	2	1	1	0	1	3	0	0	10

大会参加規定（各部共通）

1 参加資格

登録

- (1) 本大会に参加しようとする団体は、次のいずれかの条件を満たさなければならない。
 - A 平成20年8月1日現在、栃木県マーチングバンド・バトントワリング協会に加盟している団体であること。
 - B 平成20年8月1日現在、栃木県高等学校文化連盟マーチングバンド・バトントワリング部会に加盟している団体であること。
 - C 平成20年8月22日までに本大会に参加意志を表明し、大会実行委員会の参加許可を得た団体であること。
- (2) 参加団体は、大会実行委員会の定める期日までに次の手続きを完了していること。
 - ① 参加申込書及び各種調査書の提出（8月22日まで）
 - ② 参加費の納入（8月29日まで）
- (3) 参加団体は、参加申し込みの内容に変更が生じた場合、速やかにその内容を大会実行委員会に届け出ること。なお、出演者の人数に追加があった場合には、演技本番までに追加の参加費を納入すること。

構成メンバー

- (1) 団体及び構成メンバーの本大会への参加は、部門・構成・編成に関わらず1回のみとする。ただし、エキシビジョン及びセレモニー等への参加は、この限りではない。

登録引率者・搬入搬出補助員

- (1) 登録引率者は各団体3名までとする。登録引率者は、入場料を無料とする。
- (2) 搬入搬出補助員は、幼児編成は15名まで、その他の編成は7名までとする。なお、搬入搬出補助員が客席に入る場合には、入場券を購入すること。（バトントワリングは除く）

2 演技演奏

演技フロア

- (1) 演技フロアは、後記図示（p12）のとおりとする。
- (2) 演技演奏は、演技フロアを使用して行うこと。
- (3) 演技フロアへの入場は登録出演者及び大会実行委員会が認めた搬入搬出補助員のみとする。

演技演奏に使用する器物等

- (1) 演技に使用する楽器及び器物は、出演者または搬入搬出補助員が入場時に搬入し、退場時に搬出する。
- (2) バトン、ポンポン等での出演団体は、出演者以外の1名が演技に使用するMDを本番前に音響席へ持参し、作動及び停止を合図すること。

3 諸注意

経費の負担

- (1) 参加に要する費用は、すべて各参加団体の負担とする。

遵守事項

- (1) 参加団体は、本大会の実施要項を守ること。
- (2) 大会実行委員会の指示に従い、安全で円滑な大会運営に協力すること。特に、他の参加団体の迷惑となるような行為や大会の主旨に反する行為のないようにすること。

4 その他

- (1) 本規定の主旨を変えることなく、実行委員会において字句の加除訂正を行うことができる。

栃高文連部門 実施規定

1 参加資格

出場資格

- (1) 平成20年8月1日現在、栃木県高等学校文化連盟マーチングバンド・バトントワリング部会に加盟登録している団体であること。
- (2) 大会実行委員会の定める期日までに次の手続きを完了していること。
 - ① 参加申込書及び各種調査書の提出（8月22日まで）
 - ② 参加費の納入（8月29日まで）

構成

- (1) 構成メンバーは、各高等学校に在学する生徒であること。
- (2) 出演者の人数は自由とする。

編成

編成は次のいずれかとする。

- (1) バトン編成
バトンの数は自由とする。
- (2) ポンポン編成
ポンポンの数は自由とする。
- (3) マーチングバンド編成
楽器の編成は自由とする。

2 演技演奏

演技演奏時間

- (1) 演技演奏時間は、入退場を含め次のとおりとする。
 - ① バトン編成・ポンポン編成：5分以内
 - ② マーチングバンド編成：10分以内
- (2) 演技演奏時間は、係員が入場を合図した時点から、すべての出演者及び器物が見なし退場ラインを通過するまでを計測する。

3 表彰

表彰

- (1) 大会の主旨に則り、参加全団体に「優秀賞」を授与する。

4 諸注意

経費の負担

- (1) 参加に要する費用は、すべて各参加団体の負担とする。

遵守事項

- (1) 参加団体は、本大会の実施要項を守ること。
- (2) 大会実行委員会の指示に従い、安全で円滑な大会運営に協力すること。特に、他の参加団体の迷惑となるような行為や大会の主旨に反する行為のないようにすること。

5 その他

- (1) 本規定の主旨を変えることなく、実行委員会において字句の加除訂正を行うことができる。

関東大会予選 実施規定

《第43回マーチングバンド・バトントワーリング関東大会 栃木県予選》

※マーチングバンド

1. マーチングバンド構成

(1) 小学生の部

- ① 単一加盟団体の小学生構成 _____ ※但し、未就学児は除く。
- ② 複数の加盟団体の合同小学生構成 _____
- ③ 小学生以外の指揮者は2名までとし、演技演奏をしてはならない。

(2) 中学生の部

- ① 単一加盟団体の中学生構成 _____
- ② 複数の加盟団体の合同中学生構成 _____ ※但し、未就学児は除く。
- ③ 単一加盟団体の小・中学生構成 _____
- ④ 複数の加盟団体の合同小・中学生構成 _____
- ⑤ 小学生・中学生以外の指揮者は2名までとし、演技演奏をしてはならない。

(3) 高等学校の部

- ① 高等学校の単一加盟団体高等学校在校生による構成。
但し、同一学校法人内の高校及び中学校の合同構成は認める。
- ② 生徒以外の指揮者は2名までとし、演技演奏をしてはならない。

(4) 一般の部

- ① 単一加盟団体による構成。 ※但し、未就学児は除く。

2. マーチングバンド編成

(1) 小学生の部

- ① 編成は「小編成」「大編成」とする。
- ② 楽器の編成は自由とする。
- ③ 人数による編成区分は次のとおりとする。
ア. 小編成：指揮者を含めて50名以下
イ. 大編成：指揮者を含めて51名以上
- ④ 小編成・大編成に分けて演技する。

(2) 中学生の部

- ① 編成は「的小编成」「大編成」とする。
- ② 楽器の編成は自由とする。
- ③ 人数による編成区分は次のとおりとする。
ア. 的小编成：指揮者を含めて54名以下
イ. 大編成：指揮者を含めて55名以上
- ④ 的小编成・大編成に分けて演技する。

(3) 高等学校の部

- ① 編成は「的小编成」「中編成」「大編成」とする。
- ② 楽器の編成は自由とする。
- ③ 人数による編成区分は次のとおりとする。
ア. 的小编成：指揮者を含めて54名以下
イ. 中編成：指揮者を含めて55名以上70名以下
ウ. 大編成：指揮者を含めて71名以上
- ④ 的小编成・中編成・大編成に分けて演技する。

(4) 一般の部

- ① 編成は「小編成」「大編成」とする。
- ② 楽器の編成は自由とする。
- ③ 人数による編成区分は次のとおりとする。
ア. 小編成：指揮者を含めて70名以下
イ. 大編成：指揮者を含めて71名以上
- ④ 小編成・大編成に分けて演技する。

3. マーチングバンド演技

(1) 演技フロア

- ① 演技フロア及び待機ゾーンは別記の通りとする。
- ② 演技フロアの使用は、左右の入退場ライン以内の範囲内とする。
正面演技ラインより前の使用は原則として禁止する。
- ③ 演技フロアへの入場は構成メンバーおよび実行委員会が許可した搬入出補助員のみとする。

(2) 入退場

- ① 演技フロアへの入場は実行委員会の指定した入場ラインを使用すること。
- ② 構成メンバーと搬入出補助員はアラーム音に従って入場し、見なし退場ラインを通過して退場すること。

(3) 計時

計時は、計時補助員（引率者が望ましいが指揮者も可）が演奏演技開始の合図として旗を振り下ろした時点から再度、演奏演技終了の合図として旗を振り下ろした時点までとし、これを演奏演技時間とする。尚、入場開始から30秒以内で旗を振り下ろす事は禁止とする。また演奏演技開始合図前の演奏及び演奏演技終了合図後の演奏は禁止とする。

(4) 演奏演技時間

☆小学生の部・中学生の部☆

- ① 演奏演技時間は**6分30秒**以内とする。
- ② 前の団体が退場開始後、係員の指示に従い入場し演奏演技準備を行う。演奏演技終了後はすみやかに退場する

☆高等学校・一般の部☆

- ① 演奏演技時間は**8分**以内とする。
- ② 前の団体が退場開始後、係員の指示に従い入場し演奏演技準備を行う。演奏演技終了後はすみやかに退場する。

(5) 器 物

「器 物」とは、楽器・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演技者以外の物を総称して器物とする。

「手 具」とは、演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「特殊効果」とは、フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。

- ① 手具・器物類の搬入出は安全かつ迅速に行うこと。また、責任を持って搬入出をすること。尚、ここでいう搬入出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程のことをいう。
- ② 演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格内の大きさとする。
※規 格：1m80cm×1m20cm×1m50cm以内。
※重 量：フロア内を一人で持ち運び出来る範囲内の重量。
ア. 器物を重ねたり密着して並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。
イ. 演技フロア内を複数の人数で一つの器物を持ち運んでも良い。
ウ. フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。

- ③ 特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書を出演団体打合せ会議前日までに事務局へ提出すること。なお、出演団体打合せ会議以降の申請は認めない。
 - ア. 乾電池以外の電源の使用は禁止する。
 - イ. 化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。
 - ウ. 火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。
- ④ 正副指揮台は大会本部が設置したもののみを使用すること。その他の場所で指揮台使用は可とする。
- ⑤ 国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。なお、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。
- ⑥ スパンコールやビーズ等の衣装の付属品は他の団体の演技の妨げとならないようにすること。
- ⑦ 電気の使用を禁止する。ただし、特殊効果用の乾電池とビブラフォン用のバッテリーは除く。
- ⑧ 残留物に関しては、残留物（楽器・手具・器物 → 残留不可）と落下物（帽子・靴・マウスピース・スティック等→故意でないもの）に区別して審査委員長が判断する。

※バトントワーリング

1. バトントワーリング構成

(1) 小学生の部

- ① 単一加盟団体の小学生構成
 - ② 複数の加盟団体の合同小学生構成
- ※但し、未就学児は除く。

(2) 中学生の部

- ① 単一加盟団体の中学生構成
 - ② 複数の加盟団体の合同中学生構成
 - ③ 単一加盟団体の小・中学生構成
 - ④ 複数の加盟団体の合同小・中学生構成
- ※但し、未就学児は除く。

(3) 高等学校の部

- ① 高等学校の単一加盟団体高等学校在校生のみによる構成。

(4) 一般の部

- ① 単一加盟団体による構成。 ※但し、未就学児は除く。

2. バトントワーリング編成

☆小学生の部・中学生の部☆

- ① 人数は4名以上とする。
- ② 手具編成はバトン編成とする。
 - ア. レギュラーバトンの使用は全ての構成メンバーが演技時間の80%以上とする。
- ③ 演奏は不可とする。

☆高等学校の部バトン編成・ポンポン編成☆

- ① 人数は4名以上とする。
- ② 手具編成はバトン編成・ポンポン編成とする。
 - ア. バトン編成はレギュラーバトンの使用は全ての構成メンバーが演技時間の80%以上とする。
 - イ. ポンポン編成はポンポンの使用は全ての構成メンバーが演技時間の80%以上とする。
- ③ 演奏は不可とする。

☆一般の部バトン編成・ポンポンペップアーツ編成☆

- ① 人数は4名以上とする。
- ② 手具編成はバトン編成・ポンポンペップアーツ編成とする。
 - ア. バトン編成はレギュラーバトンの使用は全ての構成メンバーが演技時間の80%以上とする。
 - イ. ポンポンペップアーツ編成はレギュラーバトンを使用した演技は不可とする。また、トールフラッグのみの使用及び楽器類の使用は禁止とする。
- ③ 演奏は不可とする。

3. バトントワーリング演技

(1) 演技フロア

- ① 演技フロア及び待機ゾーンは別記の通りとする。
- ② 演技フロアの使用は、左右の入退場ラインまでの範囲とする。正面演技ラインより前の使用は原則として禁止する。
- ③ 演技フロアへの入場は構成メンバーのみとする。

(2) 入退場

- ① 演技フロアへの入場は実行委員会の指定した入場ラインを使用すること。
ア. 構成メンバーと搬入出補助員は係員の指示に従って入場し、見なし退場ラインを通過して退場すること。
イ. 一般の部に関しては、上着等を退場口に運ぶ場合は、引率者の人数内でこれを決める。

(3) 計時・演技時間

☆小学生の部・中学生の部☆

- ① 入場及び器物の搬入はアラーム音の合図で開始すること。
- ② 入場及び退場を含めた演技時間は4分とする。
- ③ 審査時間は3分過不足15秒とする。(2分45秒～3分15秒)
- ④ 審査時間の計時は、演技者または登録引率者が演技開始の合図を審判にした時点から全ての構成メンバー及び登録引率者と搬入出補助員・器物が見なし退場ラインを通過した時点、または退場後の演技曲が終了した時点までとする。

☆高等学校の部・一般の部☆

- ① 入場及び器物の搬入はアラーム音の合図で開始すること。
- ② 入場及び退場を含めた演技時間4分30秒とする。
- ③ 審査時間は3分30秒過不足15秒とする。(3分15秒～3分45秒)
- ④ 審査時間の計時は、演技者または登録引率者が演技開始の合図を審判にした時点から全ての構成メンバー及び登録引率者と搬入出補助員・器物が見なし退場ラインを通過した時点、または退場後の演技曲が終了した時点までとする。

(4) 演技用MD

- ① 演技に使用する音楽については、構成メンバー以外の1名が3団体前に音響席に演技用MDを持参し、作動及び停止の合図を行うこと。
- ② 作動合図は「スタート」、停止合図は「ストップ」の言葉を使用すること。
- ③ 演技用MDは、音楽著作権使用許諾並びに録音権使用許可を受けたMDを使用すること。
- ④ 録音方法は、LPモード(録音時間が2倍・4倍)ではなくノーマルモード(標準)とすること。
- ⑤ MDには部門・構成・No.・都県・団体名を入れること。No. は出演者会議の際に発表する。

<部門・構成>
<No. ○○○>
<○○都・県>
<団体名>

(5) 器 物

「器 物」とは、バトン・ポンポン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演技者以外の物を総称して器物とする。

「手 具」とは、演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる物を手具とする。

「特殊効果」とは、フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたものの全てを特殊効果とする。

- ① 手具・器物の搬入出はバトンを含め安全かつ迅速に行うこと。また、責任を持って搬入出をすること。尚、ここでいう搬入出とは演技フロアへの入退場だけのことでなく、会場への入場から退場までの全行程のことをいう。
- ② 演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。
※規格：1 m 8 0 c m × 1 m 2 0 c m × 1 m 5 0 c m 以内の立方体
※重量：フロア内を一人で持ち運び出来る範囲内
ア. 器物を重ねたり密着して並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。
イ. 演技フロア内を複数の人数で一つの器物を持ち運んでも良い。
ウ. フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。
- ③ 国旗等の使用は敬意を損なわないよう最大限の注意をすること。またフラッグ等に使用する際は、原形のままでの使用を避けること。
- ④ 特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書に写真を添付の上、出演団体打合せ会議前日までに事務局へ提出すること。なお、出演団体打合せ会議以降の申請は認めない。
ア. 乾電池以外の電源の使用は禁止する。
イ. 化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。
ウ. 火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。
- ⑤ 残留器物については器物（搬入器物 → 残留不可）と落下物（帽子・靴 → 故意でないものは残留物としない）に区別して審査委員長が判断する。
また、スパンコールやビーズ等衣装の付属品については他の団体の演技の妨げとならないよう留意すること。

※マーチングバンド・バトントワリング共通

4 審 査

審査員

- (1) 審査員は、マーチングバンド部門4名、カラーガード部門・バトントワリング部門は3名とする。
- (2) 審査員は、その互選により審査委員長を選出する。審査委員長は、大会参加規定等の最終判断を行うとともに、審査の円滑な遂行に努める。

審査方法

- (1) 審査員は、各出演団体を100点法（小数点なし）で総合的に審査する。
- (2) 各団体の得点は、各審査員の得点の平均点とする。

5 表 彰

表彰

- (1) 成績により、「金賞」「銀賞」「銅賞」のいずれかを授与する。

関東大会への推薦

- (1) 前記「関東大会推薦枠」により、成績優秀団体を関東大会に推薦する。
- (2) 関東大会推薦団体には、特別賞を授与することがある。

6 諸 注 意

経費の負担

- (1) 参加に要する費用は、すべて各参加団体の負担とする。

遵守事項

- (1) 参加団体は、本大会の実施要項を守ること。
- (2) 大会実行委員会の指示に従い、安全で円滑な大会運営に協力すること。特に、他の参加団体の迷惑となるような行為や大会の主旨に反する行為のないようにすること。
- (3) 本大会では、罰則は特に設けないが、大会運営や他の参加団体に著しく迷惑のかかる行為があったと認められるときは、関東大会への推薦や次年度大会への出場を認めない場合もある。

7 音楽著作権について

近年不正コピー等の著作権侵害が横行していることから、本大会参加にあたって著作権の使用許諾を受けずに参加することはできない。参加団体は、以下の内容を遵守すること。

マーチングバンド部門

- (1) 楽曲を編曲して使用する場合は、事前に各団体が原曲の作曲者または原曲の著作権を持つ出版社に対して編曲使用許諾申請をする。
- (2) 編曲使用許諾にあたって請求された金額を支払って、許諾を得てから編曲を行う。
- (3) 本大会の参加申込みの際に、許諾を受けたことを証明する文書の写しを提出する。
- (4) 著作権は著作者（作曲者）の死後50年を経ると消滅することが原則だが、著作権の有無について不明の場合は、日本音楽著作権協会（JASRAC）に問い合わせ、許可を受けずに楽曲を使用することのないようにする。
- (5) 市販されている楽譜を使用する場合は、上記(1)から(4)の項目には該当しない。
- (6) 本大会への参加にあたっては、上記のほか別途に「演奏曲目報告書」を提出する。

カラーガード部門・バトントワーリング部門

- (1) 本大会で使用しようとする楽曲の音源（CD・MD・カセットテープなど）の出版元または発売元へ団体が使用の許諾申請を行う。
（大会等で使用してよいか、MDに録音してよいかを必ず確認する）
複数の楽曲を使用する場合は、それぞれに使用許諾申請を行うこと。
- (2) 使用する音源のCDジャケット等にJASRACのシールが貼られている場合は、日本音楽著作権協会に直接、使用許諾申請を行うこと。
- (3) 音源を編集またはそのまま録音するに際して発生する複製権（録音利用料）の申請は、本連盟が一括して行うが、日本音楽著作権協会から請求された録音利用料は各団体の負担とする。
- (4) 録音利用許可がおりたものについては、請求された金額を大会までに本協会に支払うこと。
- (5) 本大会への参加にあたっては、上記のほか別途に「演奏曲目報告書」を提出する。

8 その他

- (1) 本規定の主旨を変えることなく、実行委員会において字句の加除訂正を行うことができる。

エキシビジョン部門

1 参加資格

出場資格

- (1) 栃木県内外で活動するマーチング及びバトントワーリング等の団体・個人または、大会実行委員会より出場を依頼された団体・個人であること。
- (2) 大会実行委員会の定める期日までに次の手続きを完了していること。
各種調査書の提出

構成及び編成

- (1) 編成及び出演者の構成・人数は自由とする。

2 演技演奏

演技演奏時間

- (1) 演技演奏時間は、入退場等を含め10分間程度を目安とする。

演技フロア

- (1) 演技フロアは、後記図示（p12）のとおりとする。
- (2) 演技演奏は、演技フロア及びその周辺を使用して行うこと。

演技演奏に使用する器物等

- (1) 演技演奏に使用する楽器等は、出演者または搬入搬出補助員が入場時に搬入し、退場時に搬出する。
- (2) バトン、ポンポン等での出演団体は、出演者以外の1名が演技に使用するMDまたはカセットテープ等を本番前に持参し、作動及び停止を合図すること。

3 表彰

- (1) 参加全団体に感謝状を授与する。

4 諸注意

経費の負担

- (1) 参加に要する費用は、原則として各参加団体の負担とする。

遵守事項

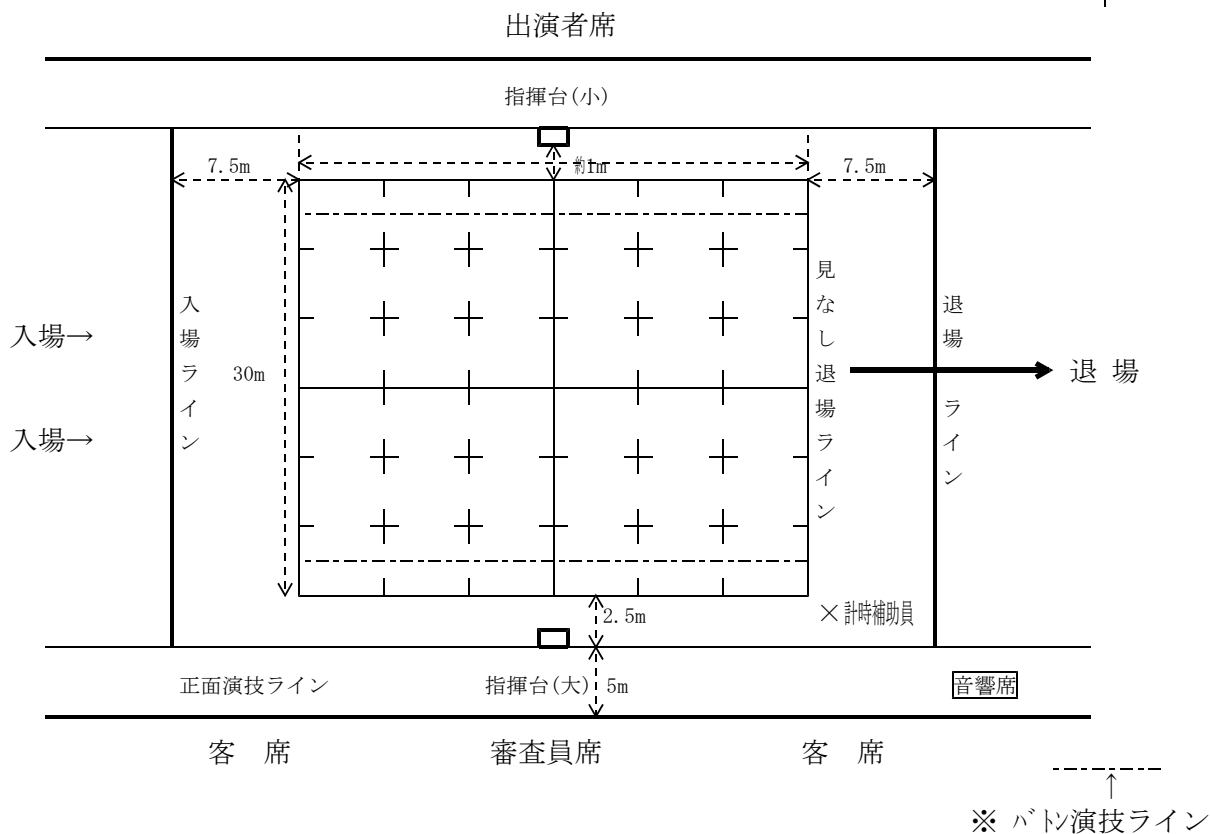
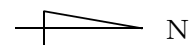
- (1) 参加団体は、本大会の実施要項を守ること。
- (2) 大会実行委員会の指示に従い、安全で円滑な大会運営に協力すること。特に、他の参加団体の迷惑となるような行為や大会の主旨に反する行為のないようにすること。

5 その他

- (1) 本規定の主旨を変えることなく、実行委員会において字句の加除訂正を行うことができる。

演技フロア図

宇都宮市清原体育館メインアリーナ フロア図

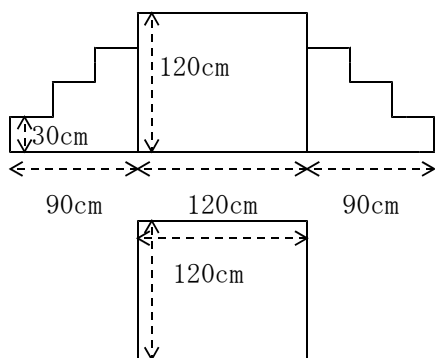


※全ての登録メンバー及び器物が見なし退場ラインを通過した時点で退場完了とし、計時を終了する
 ※関東大会に出場を希望するバトントワリングは、最前ラインから2.5m、最後ライン2.5mは使用できません。(関東大会実施要項参照)

指揮台の大きさ

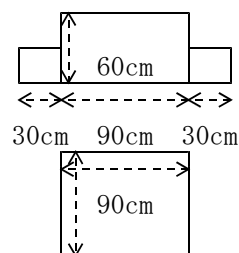
指揮台(大)

※正面演技ライン側



指揮台(小)

※向正面側



※マーチングバンドの部の指揮台と階段の位置は固定

大会運営規定

1 大会運営組織（実行委員会） 別に定める。

2 入場及び関係者の識別

- (1) 出演団体《 出演者章着用 》
 - ① 会場に到着したら、2階中央通路受付で到着チェックインの手続きを済ませる。
 - ② 会場内への出入りはサブアリーナ出演者入口から行うこと。
- (2) 一般入場者
 - ① 会場へは、2階中央通路の一般入場口から出入りする。
- (3) 来賓《リボン着用》
 - ① 2階中央通路の来賓受付にて確認後、来賓席に案内する。
- (4) 係員、役員《ネームプレート着用》
 - ① 会場に到着次第、本部にてチェックインの手続きを済ませる。
- (5) 報道関係者《腕章着用》
 - ① 事前に申し出のある社は、受付にて社名・腕章等を確認した後案内する。
 - ② 当日受付の社は、名刺等で身分を確認した上で上記と同様に案内する。

3 会場内の客席配置

- (1) 出演者
 - ① 参加登録の人数に応じ客席を配分する。ただし、出演人数分を確保できない場合もある。
- (2) 一般入場者
 - ① 一般席は、全て自由席とする。
- (3) 審査員、来賓、報道関係者等
 - ① 会場内正面に審査員席、来賓席、報道席、協賛団体席を設ける。

4 プログラムの発行

- (1) 形式及び発行部数
 - ① プログラムの形式は、B5版（40ページ程度）とする。
 - ② 発行部数は2000部を予定する。
- (2) プログラムの配布
 - ① 出演者は全員に1部ずつ配布する。
 - ② 審査員、来賓及び役員、係員には各1部無料で配布する。
 - ③ プログラム広告主及び後援団体等に各1部配布する。
 - ④ 有料入場者には、当日会場にて配布する。

5 会場販売

- (1) 大会本部は、各種記念品を作成し、販売することがある。
- (2) 昼食の予約販売
 - ① 協力業者による、昼食の販売を行う。
- (3) 業者による物品販売は行わない。

6 楽器の修理・点検

- (1) 協力業者による、楽器の簡単な修理点検等を行う。

7 傷害保険

- (1) 傷害保険の加入
 - ① 本大会に参加登録をした出演者は、大会本部が一括して傷害保険に加入する。
 - ② 大会役員及び係員も出演者同様、一括して傷害保険に加入する。
- (2) 健康保険証の準備
 - ① 出演者、大会役員及び係員は、事故に備えて健康保険証を準備する。

8 緊急対策

(1) 目的

- ① この対策は、本大会における会場内の安全な管理を期すると共に、不測の事態による被害を最小限にとどめることを目的とする。

(2) 防止対策

- ① 会場内の各担当者は、それぞれの分担区域内の整理について特に留意し、不要なものが放置されないようにすること。
- ② 開場20分前には、役員、係員が全員で消火器の所在及び会場内の安全を点検するとともに、危険物等の有無を確認する。

(3) 事故対策

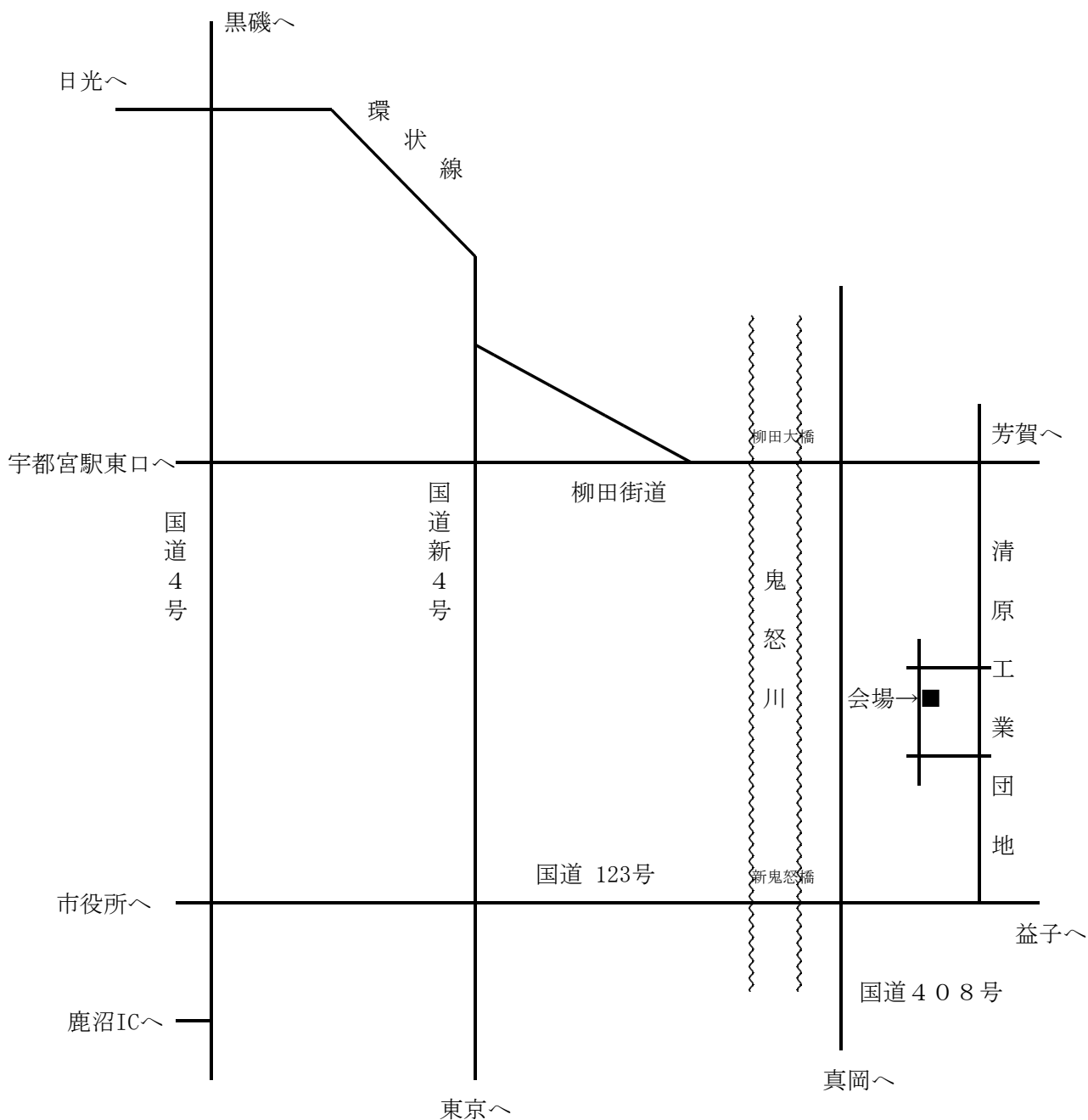
《火災発生時》

- ① 火災の発見者は、直ちに各担当責任者に連絡するとともに、初期消火体制を取る。
- ② 大会本部は、各担当者の連絡を受けたら、消防署に通報する。
- ③ 来場者の避難誘導については、大会本部が放送により来場者を混乱させることなく、予め協議した通路を使って整然と誘導を行う。

《地震発生時》

- ① 大会本部は、放送等で来場者に冷静な行動を呼びかけ、避難を要する場合は各出入り口から安全に避難するよう誘導する。
- ② 避難誘導にあたっては、消防署の指示を仰ぐ。

会場案内図



— 大会についての問い合わせ先 —

栃木県マーチングバンド・バトントワーリング協会 事務局

〒320-0048 宇都宮市北一の沢町24番地35 宇都宮文星女子高等学校内
TEL (028) 621-8156 協会事務局長：吉井 英吾
FAX (028) 622-8971